

プロスポーツトレーナー協会 会則

平成 30 年 3 月 1 日 (改正)

プロスポーツトレーナー協会 会則

第1条(名称)

本会は「プロスポーツトレーナー協会」と称する。

第2条(会計)

プロスポーツトレーナー協会における事業収入は、NPO 法人パワープラント運動法研究会に帰属する。

第3条(目的)

本会は、パワープラント運動法の普及、啓発、振興に関する活動を行い、もって健康増進に関連する全ての発展、向上に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) スポーツ選手の施術サポート
- (2) パワープラント運動法に関する調査、研究
- (3) パワープラント運動法の技術、技能に関する研修
- (4) パワープラント運動法を提供する会員の育成、経営力向上の為の支援、セミナー等の開催

第4条(会員の構成)

本会は、次の会員により構成します。

- (1) PSTA認定ストレッチトレーナー パワープラントストレッチの技術研修を終了し規定の試験に合格した会員
- (2) PSTA公認トレーナー 一定の研修を受け公認トレーナー登録に至る会員
- (3) PSTAマスタートレーナー 公認トレーナーを5年継続し規定の条件を満たした会員

第5条(入会)

PSTA認定ストレッチトレーナー及びPSTA公認トレーナーでの条件を満たし申請を行う事で入会する事ができる

第6条(退会)

全ての資格を持つ者は本会所定の様式により、いつでも退会の申し出をすることができる。

第7条(資格の喪失)

当協会の会員が次の各号に該当した場合には、会員資格を喪失します。

- (1) 年会費を振込依頼から2か月以上経過した場合
- (2) 当協会が行う事業を妨げ、または妨げようとした場合
- (3) 当協会が行う事業の利用について下記の不正行為をした場合
 - ① 許可なく、セミナー、講習等の音源・動画等を不正に使用した場合
 - ② 許可なく、当協会から提供されたすべての権利を不正に使用した場合
 - ③ PSTA公認トレーナーでない者が不正に称号・権利を使用した場合
 - ④ PSTAマスタートレーナーでない者が不正に称号・権利を使用した場合
 - ⑤ トレーナー活動において個人的な売名行為をした場合
 - ⑥ トレーナー活動中、事前に説明する禁止行為を行った場合
- (4) 犯罪、その他当協会の信用を失う行為をした場合
- (5) 登録された住所や電話、メール等を通じて連絡が出来なくなった場合

第8条(会費等)

PSTA認定ストレッチトレーナーはセミナーの受講料 108,000 円(税込)を必要とする

PSTA公認トレーナーは、条件を満たした上で 648,000 円(税込)を必要とする

PSTA認定ストレッチトレーナーとPSTA公認トレーナーは2年目より年会費 12,000 円を必要とする。

マスタートレーナーは、条件を満たした上に月額 10,000 円(年間一括の場合は 100,000 円)必要とする

すでに納入した会費は、退会や資格喪失などのいかなる理由でも返還しない。

第9条(会員の受益)

会員は、会員の種別において本会から下記のサービスの一部又は全部を受けることができる。

- (1) e-mailによる会員向け情報の受領
- (2) 本会が主催もしくは共催する研修会等のイベントへの優先参加
- (3) その他本会が企画する様々な会員への情報・権利・特典

第10条(会員の権利)

会員が本会より得る権利は、会員が本会に所属する期間に限られ、これは一切の他者に譲渡や相続はできない。また会員を限定として提供される情報や文章、データ、映像、図式などの知的財産を本会の了解なしに他者に複写、譲渡、閲覧させることができない。

第11条(運営機関)

本会は、事業の円満な推進や目的遂行のために下記の運営機関を置くことができる。

- (1) 本会運営方針を諮問する理事会とこれを代表する理事
- (2) 本会会務を助言する顧問
- (3) 本会会務を助言指導する委員
- (4) 本会運営を務める事務局とこれを代表する事務局長

第12条(個人情報)

本会の入会手続きや各種活動を通じて本会及び本会の指定する団体が知りえた会員の個人情報についてはその取扱いを注意するとともに、本会の目的に準拠した利用を基本とする。

ただし、本会の活動に有益であると認められた場合は、本会及び本会の指定する団体の公正な判断に基づきこれらの個人情報を第三者に供与できる。

第13条(会則の変更)

本会の会則は、プロスポーツトレーナー協会、NPO 法人パワープラント運動法研究会や本会の運営機関の助言を参考にしながら、本会の公正な判断によって、一部またはすべてを改定することができる。

第14条(免責事項及び損害賠償)

- (1) 会員が本会の活動を通じて第三者に与えた損害について、本会ならびに本会の指定する団体は一切の賠償責任を負わないものとする。
- (2) やむを得ない理由により、第9条(会員の受益)を実現できなかった場合、本会と本会の指定する団体は会員に対して賠償責任を負わないものとする。
- (3) 本会事業によって会員に何らかの損害を与えた場合、本会が当該会員に負う賠償責任は、最大でも会員

が当該年度に支払った年会費相当額とする。

- (4) 第9条で定める本会が提供するサービス及び称号は、会員の売上及び集客を保証するものではないとし、本会は会員に対して賠償責任を負わないものとする。
- (5) 第7条1項(2)、(3)に定めた事項により、本会に損害が生じた場合は、会員に対し損害賠償を請求することができる。

第15条(その他)

本会則で規定されていない事項については、本会の運営機関の助言を参考にしながらその都度本会の公正な判断によって進めるものとする。

第16条(附則)

本会則は、2018年3月1日より施行する。